

# 「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」による富裕層への影響

ファミリーコンサルティングニュースレター

デロイトトーマツ税理士法人

ファミリーコンサルティング

2023年9月

## はじめに

令和5年度の税制改正において、「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」措置が令和7年分以降の所得について適用されることになりました。本措置における富裕層・企業オーナーへの影響について解説します。

## 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の概要

### 1. 改正の趣旨

給与等は高額になるほど税額が上がる累進課税方式である一方、株式等や土地建物の譲渡所得の売却益に対する税率は一律15%であることから、株式等の譲渡が多いほど、実質の税負担が低くなっていました。高所得者層ほど所得に占める株式等や土地建物の譲渡所得の割合が高いことから、高所得者層で所得税の負担率が低下する逆転現象が生じており、本逆転現象を解消することが、改正の趣旨となっています。

#### 高所得者に対する課税強化を行う改正内容

<AS IS>

給与所得 不動産所得など	× 5%~45%
退職所得など	× 2.5%~22.5%
譲渡所得など (株式・不動産)	× 15%

各税額を合計した金額を納税

<令和7年分以後>

給与所得 不動産所得 退職所得 譲渡所得など	- 3.3億円	× 22.5%
---------------------------------	---------	---------

### 2. 概要

各種所得を合算した所得金額（基準所得金額）から特別控除額（3.3億円）を控除した金額に、22.5%の税率を乗じた金額が納めるべき所得税の金額を超過した場合に、その超過した差額に追加的に申告納税されることとされます。令和7年分の所得から適用されます。

- $(\text{基準所得金額} \times 1 - 3 \text{億} 3,000 \text{万円}) \times 22.5\% > \text{基準所得税額} \times 2$
- 追加納付する税額  $\Rightarrow$  基準所得税額との差額を申告納税
  - ※1 基準所得金額の計算上、スタートアップに再投資する場合の優遇税制の適用を受けた株式譲渡益やNISA措置の非課税所得は対象外とされるが、申告不要措置の対象となる配当は上場株式の譲渡所得等は合算した後の合計所得金額（政策的な観点から設けられている特別控除は控除後の金額）となります。
  - ※2 基準所得税額は、外国税額控除を考慮しないで基準所得金額に対して計算した税額

#### 【追加課税が生じるケース】

例：所得の総額が上場株式の配当及び譲渡所得で分離課税（所得税15%）の対象となるケース

所得10億円の場合  
 $(10億円 - 3.3億円) \times 22.5\% = 1億5,075万円$   
 $10億円 \times 15\% = 1億5,000万円$ （基準所得税額）

この措置による税額と基準所得税額がほぼ同額となることから、このような所得構成の場合には、所得金額10億円が適用の目安となると考えられる

## 影響及び留意点

令和7年分所得以降は、所得水準が高く税負担率が22.5%より低い所得構成の場合には、22.5%まで税負担が上昇することになります。金融資産等の運用収益や不動産等の譲渡所得（分離課税対象所得）が多額に上るケースが本措置の適用局面として想定されます。

また、他にも例えば、企業オーナーファミリーが自社株を資金化する局面においても、本措置の適用を受ける場合がありますので、留意が必要です。

#### 【企業オーナーファミリーでの適用ケース】

例：社長に急な相続が発生した。相続財産の大半が自社株式であり、相続人（息子）の納税資金が20億円規模で不足することとなった。相続後の自社株式売却の特例を活用し、相続した株式の一部を自社に売却することで納税資金を確保することとした。（所得税、住民税等を考慮して所得25億円規模での自社株式売却を行う場合で、他の所得はないものとする）

$(25億円 - 3.3億円) \times 22.5\% = 4.88億円 \Rightarrow$  納付所得税額  
 $25億円 \times 15\% = 3.75億円$ （基準所得税額）

本措置の適用により改正前に比して、約1億円規模での税負担の増加が見込まれることとなります。また本ケースでは、相続税納付は自社株式売却に係る所得税を納付した後の資金（税引後手取り額）をベースに行うこととなりますので、本措置を考慮した資金調達の検討が必要となります。

## まとめ

所得水準が高い富裕層やライフステージに応じてまとまった資金が必要となる企業オーナーファミリーは、本措置の影響を受けることが想定されます。前もって本措置の影響を把握し、必要に応じて対応の検討が必要と考えられます。

## 執筆者

デロイトトーマツ税理士法人

ファミリーコンサルティング



パートナー 森 一真

税理士

[kazuma.mori@tohmatu.co.jp](mailto:kazuma.mori@tohmatu.co.jp)

## ニューズレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人 ファミリーコンサルティング

東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号丸の内二重橋ビルディング

Tel : 03-6213-3800 (代)

email : [family-consulting@tohmatu.co.jp](mailto:family-consulting@tohmatu.co.jp)

会社概要 : [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス : [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

ファミリーコンサルティングサービス : [www.deloitte.com/jp/family-consulting-jp](http://www.deloitte.com/jp/family-consulting-jp)

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイトトウシュトーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して"デロイトネットワーク") のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または"Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をバース (存在理由) として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301